



全病理解学療法協会

令和4年2月20日

公益社団法人 神奈川県病院協会  
会長 吉田 勝明 様

公益社団法人 全国病院理学療法協会  
神奈川県支部執行委員長 梅田 弘之

令和4年度 理学療法講習会後援のお願い

謹啓

早春の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は当支部に対しまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、私どもが開催しております理学療法講習会は診療報酬算定要員として、「運動療法機能訓練技能講習を受講するとともに定期的に適切な講習を修了したもの」とあります。

当支部では以上の条件を満たすとともに、会員の資質の向上を図るために別紙のとおり講習会を予定しております。感染症に対しては、その開催時の状況を鑑みて開催の可否を検討し、開催に当たっては三密を避ける等の感染対策を徹底して行います。

つきましては、今年度も、引き続きご後援賜りますようお願い申し上げます。

敬具

以上

問い合わせ 學術部 酒井 康友

090 3504 0919

[yasutomosaka@ii.em-net.ne.jp](mailto:yasutomosaka@ii.em-net.ne.jp)

[ysakai130@ezweb.ne.jp](mailto:ysakai130@ezweb.ne.jp)



令和4年度 神奈川県支部理学療法講習会予定（案）

R3.11.28 現在

開催回数	日時	テーマ	講師	場所
第1回	令和4年 4月24日（日）	「整形外科疾患における各種治療体操について」	東京工科大学医療保健学部理学療法学科 教授 理学療法士 石黒 圭応先生	平塚市民活動センター
第2回	令和4年 6月26日（日）	「(仮)福祉用具について～移動・移乗・屋外系編～」	セントケア神奈川(株) 事業部 先生	伊勢原中央公民館
第3回	令和4年 8月28日（日）	「大腿骨頸部骨折その他の疾患の術後理学療法」	伊勢原協同病院 リハビリテーション室 理学療法士 戸田 彰太先生	伊勢原中央公民館
第4回	令和4年 10月23日（日）	「(仮)福祉用具について ～屋内系編～」	セントケア神奈川(株) 事業部 先生	伊勢原中央公民館
第5回	令和4年 11月27日（日）	「(仮)コロナ禍による体力低下から起因する整形外科疾患について」	未定 整形外科 医師 先生	伊勢原中央公民館
第6回	令和5年 2月5日（日）	「第45回理学療法指導者講習会伝達講習会」	未定	伊勢原中央公民館

# 運動療法機能訓練技能講習会規程

## 1 目的

理学療法士以外の理学療法従事者であって、医師の指示のもとに、運動療法・機能訓練等のリハビリテーション業務に従事する者に対し、知識・技術を習得させるために講習会を実施し、もって国民の保健・医療・介護、及び福祉の領域におけるマンパワーとしての活用を図るとともに、運動療法等を実施する施設における資質の高い経験ある従事者としての役割を確立することを目的とする。

## 2 指導及び後援団体

厚生労働省の指導監督のもとに、関係医学会の後援を受けて、公益社団法人全国病院理学療法協会が実施する。

講習会開催に際しては、その都度、以下の団体を中心に指導及び後援を依頼する。

厚生労働省      日本医師会      日本病院会  
日本整形外科学会    日本リハビリテーション医学会  
日本臨床整形外科学会    日本運動器科学会

## 3 受講者対象者

マッサージ師・はり師・きゅう師・柔道整復師・看護師・准看護師等の免許を有し、以下の施設で理学療法等に従事する者を対象とする。

- (1) 病院・診療所、その他の施設において、医師の指示のもとに、運動療法・機能訓練等のリハビリテーション業務に従事する者。
- (2) 介護保険施設・ケアハウス又は介護保険に係る支援事業所・居宅サービス事業所、その他の福祉施設等で、運動療法・機能訓練等の企画立案、及び業務に従事する者。

## 4 講習内容

- (1) 講習は講義・実技及び課題学習によって行う。
- (2) 講習時間は講義・実技及び課題学習の総計 200 単位 (1 単位 45 分) とする。
- (3) 講習カリキュラムは別紙のとおりとする。

## 5 講習会の運営

- (1) 講習会は協会本部が主催し、統括する。
- (2) 協会本部・地方会 (支部) に実行委員会を設置する。
- (3) 本部実行委員会は、実施細目及び認定試験に係る検討、並びに実施計画

の承認、その他、講習会全般を管理・運営する。

- (4) 地方会（支部）実行委員会は、承認された実施計画に基づき講習会を実施する。

## 6 実施方法

- (1) 実施期間は、年度内に開講し、その年度内に終了する。  
(2) 開催日は原則として、土曜日・日曜日・祝祭日をあてる。

## 7 実施費用

実施費用は原則として受益者負担とし、本協会及び実施地方会（支部）の責任のもとに実施する。

- (1) 受講料（地域格差の生じる場合は事前に協会本部の承認を得る）
- |               |           |
|---------------|-----------|
| ① 会 員         | 100,000 円 |
| ② 会員以外の者（非会員） | 180,000 円 |
- (2) 認定試験 受験料
- |               |          |
|---------------|----------|
| ① 会 員         | 免 除      |
| ② 会員以外の者（非会員） | 20,000 円 |

## 8 講習会の終了と認定試験及び技能認定登録制度への登録

- (ア) 講習会終了時において、200 単位の 8 割以上を受講した者には修了証を交付する。  
(イ) 修了証の交付を受けた者には認定試験を実施し、合格者には「合格証」を交付する。  
(ウ) 認定試験実施日は、毎年、2 月の第 2 日曜日を原則とする。  
(エ) 認定試験の実施については別に定める。  
(オ) 認定試験に合格した者は、技能認定登録制度に登録することができる。  
(カ) 技能認定登録制度については別に規定する。

## 9 規程の改廃

この規程の改廃は理事会において行い、広報に掲載する。

付則 この規程は平成 18 年 7 月より施行する。

平成 19 年 5 月 18 日 認定試験日の変更

平成 21 年 5 月 15 日 認定試験規程について追記

平成 23 年 5 月 19 日 受講料・及び規程の改廃を理事会に変更

平成 24 年 4 月 1 日 公益法人への移行に伴う文言の変更、及び福祉用具専門相談員補習講習修了による時間数の変更

平成 28 年 3 月 6 日 支部を地方会（支部）に。時間を単位に変更